

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

下川タウンプロモーション推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡下川町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡下川町の全域

4 地域再生計画の目標

下川町総合戦略では、「地域産業の振興と雇用の創出」を1丁目1番地の政策に位置付け、「全産業横連携による地域経済の活性化と雇用の創出」を目指すとしている。

人口と地域経済の動向は連動し、地域経済が低下することで雇用が縮小し、さらには人口が減少することになり、一度下落すると経済が回復傾向でも就業者は比例して戻らない構造にある。

とりわけ、地域産業共通の構造的課題として、事業主・従事者の高齢化による、高齢を理由とした廃業や技術の不承継、労働力不足があり早急な担い手・後継者の確保が必要となっているとともに、資金力は弱い経営が良好かつチャレンジングな地域事業者の生産拡大、新事業展開、経営基盤強化などが必要となっている。

そのため、新商品開発や生産拡大、経営基盤強化など前向きな投資事業に対して支援を行うことで、安定的な雇用を確保するとともに、新事業展開や生産拡大により新たな雇用を創出するものである。この就業者は都市からの移住者を想定し、人口減少の抑制を図ることを目的としている。

【数値目標】

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
移住者数	24人	21人	64人
木材・木製品 製造出荷額	9,857万円	9,500万円	9,500万円
中小企業者への 支援数	9件	9件	9件

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

全産業横連携により持続可能な産業基盤と安定的な雇用環境、新たな雇用創出を倍速化させる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）【A3007】

1 事業主体

下川町

2 事業の名称及び内容：下川タウンプロモーション推進事業

下川町総合戦略の策定に合わせ、「全産業横連携による地域経済の活性化と雇用の創出」を確実に実行するため、地域産業団体、金融機関、行政で構成する「下川町産業連携会議」を平成27年度に創設。同会議は、地域経済界の代表者が参集する会議としては、本町初となる組織であり、地域産業振興策、雇用の維持・創出策については、課題の共有、今後の方針を議論してきた。この中で、人材の確保・育成、生産拡大、経営基盤強化などが課題として挙げられた。

また、人口ビジョンなどから今後の地域社会を予測した時に、単なる課題の共有、議論で終わらせない、産業分野単位での取組みでは解決ができないなどの理由から、この実行部隊（総合戦略推進母体）として「下川産業活性化支援機構タウンプロモーション推進部（以下「タウンプロモ推進部」という。）」を創設し主体的、能動的に活動していくとした。（タウンプロモ部では、総合移住促進、人材育成、地域総合商社、人材マッチング、産業活性化（中小企業支援）を総合的に実施。）

タウンプロモ部の創設準備は、平成27年度から準備を進め、効果的な組織体制の設計、プロモーション素材の整理など（先行型交付金（タイプⅠ））を行い、平成28年度4月に創設、専任スタッフ及び各産業団体、行政などの参画のもと活動を開始した。

（活動は加速化交付金にて実施）

本事業は、タウンプロモ推進部活動の中で、地域事業者が地域資源活用、地場産品振興、生産・販路拡大、新事業展開、経営基盤強化などを行う場合、行政は設備投資などへの財政的支援を行い、地域一体となって地域経済の活性化と雇用の創出を図る。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・地域産業団体、金融機関、行政で構成する「下川産業活性化支援機構タウンプロモーション推進部」が中心となり、地域中小企業者等への支援を総合的に行う。

【政策間連携】

- ・「下川産業活性化支援機構タウンプロモーション推進部」を中心に、農・林・商・工並びに福祉・医療分野など、官民協働により全ての政策分野において「しごと創生」を図る。

【地域間連携】

- ・理念や課題が共通する自治体が連携体制を形成し、単独自治体では解決しきれない課題の解決や先駆的な取組みを進めることで地方創生を実現。

【自立性】

- ・民間主導の組織を想定し将来的には法人化など独立した組織形態をめざす。行政は活動の下支え（情報支援・財政支援・行政機関との調整など）をする。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
移住者数	24人	21人	64人
木材・木製品 製造出荷額	9,857万円	9,500万円	9,500万円
中小企業者への 支援数	9件	9件	9件

5 評価の方法、時期及び体制

検証は、毎年度「下川町自治基本条例」の規定により、「下川町総合計画審議会総合戦略部会（以下、「総合戦略部会」という。）」において実施し必要に応じて戦略の見直しを行う。総合戦略部会は、産学労などの町民8人で構成する。

また、外部組織の参画者としては、行政機関から「北海道」、金融機関から「北洋銀行」、「北海道銀行」、「北星信用金庫」などが参画する。

検証結果は、毎年度下川町ホームページ等において公表をする。

6 交付対象事業に要する費用

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

- ・総事業費 150,000千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

検証は、毎年度「下川町自治基本条例」の規定により、「下川町総合計画審議会総合戦略部会（以下、「総合戦略部会」という。）」において実施し必要に応じて戦略の見直しを行う。総合戦略部会は、産学労などの町民8人で構成する。

また、外部組織の参画者としては、行政機関から「北海道」、金融機関から「北洋銀行」、「北海道銀行」、「北星信用金庫」などが参画する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

数値目標に設定している内容について検証する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

検証結果は、毎年度下川町ホームページ等において公表をする。